

五 いしかわ子ども総合条例附則第五項（第三号に係る部分に限る。）の規定による廃止前の石川県青少年健全育成条例（昭和五十三年石川県条例第三十六号）

六 島根県迷惑行為防止条例による改正前の公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和三十八年島根県条例第三十四号）

3 第二条第二項及び第三項の規定は、前項に規定する条例の規定のうち、同項の規定により法第二条第七項第六号に掲げる罪とみなされる罪を定めるものについて準用する。

内閣総理大臣 高市 早苗

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

令和七年十二月二十四日

内閣総理大臣 高市 早苗

政令第四百四十一号

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第七十四号）附則第一条第一項第九号の規定に基づき、この政令を制定する。社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）附則第一条第一項第九号に掲げる規定（改正法第十五条中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第五条第三項の表及び第三十八条第三項の表の改正規定並びに改正法第二十九条中確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第八条第一項、第五十四条の二第一項、第六十二条、第六十四条、第六十九条、第七十条第二項、第七十一条及び第七十四条の二第一項の改正規定並びに改正法附則第三十三号の規定に限る。）の施行期日は、令和八年十二月一日とする。

厚生労働大臣 上野賢一郎  
内閣総理大臣 高市 早苗

国民年金基金令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和七年十二月二十四日

内閣総理大臣 高市 早苗

政令第四百四十二号

国民年金基金令等の一部を改正する政令

内閣は、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第七十四号）の一部の施行に伴い、並びに国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第二百三十四条第三項、確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二十条、第六十二条第一項第二号、第六十八条第三項及び第六十九条並びに公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第五条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民年金基金令の一部改正）

第一条 国民年金基金令（平成二年政令第三百四号）の一部を次のように改正する。

第三十四条中「六万八千円」を「七万五千円」に改める。

第三十五条中「十万二千円」を「十一万二千五百円」に改める。

（確定拠出年金法施行令の一部改正）

第二条 確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一号中「次号、第三十四条の二第二号イ及び第三十六条第四号において」を「以下に、「五万五千円」を「六万二千円」に改め、同条第二号中「五万五千円」を「六万二千円」に、「及び第三十六条第四号」を「並びに第三十六条第四号及び第九号」に改める。

第二十七条第七号中「同項」を「法第六十二条第一項第五号」に改める。

第三十四条の二第二号イ中「その者に係る他制度掛金相当額が三万五千円を上回り、かつ、二万円から、当該他制度掛金相当額から三万五千円を控除した額を「六万二千円からその者に係る他制度掛金相当額」に改め、同号ロ中「第三十六条第五号」を「（以下この号並びに第三十六条第五号及び第十号）」に、「その者に係る第三十六条第五号に規定する共済掛金相当額が三万五千円を上回り、かつ、二万円から、当該共済掛金相当額から三万五千円を控除した額を「六万二千円からその者に係る共済掛金相当額（第二号厚生年金被保険者又は第三号厚生年金被保険者のそれぞれについて事業主掛金に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額をいう。第三十六条第五号及び第十号において同じ。）」に改める。

第三十五条の三を削る。

第三十五条第二号中「まで」の下に「及び第七号から第十号まで」を加える。

第三十六条第一号中「六万八千円」を「七万五千円」に改め、同条第二号中「二万三千円」を「六万二千円」に改め、同条第三号中「二万円（事業主掛金の拠出に係る月であって、当該事業主掛金の額が三万五千円を上回るときは、二万円から、当該事業主掛金の額から三万五千円を控除した額を「六万二千円（事業主掛金の拠出に係る月にあつては、六万二千円から当該事業主掛金の額に改め、同条第四号中「二万円」を「六万二千円から」に、「が三万五千円を上回るときは、二万円から、当該他制度掛金相当額から三万五千円を控除した額を「六万二千円から」に、「が三万五千円を上回るときは、二万円から、当該他制度掛金相当額から三万五千円を控除した額を「六万二千円から」に、「第二号厚生年金被保険者又は第三号厚生年金被保険者のそれぞれについて事業主掛金に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額をいう。）」を「を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）」に改め、同条第五号中「二万円」を「六万二千円から」に、「第二号厚生年金被保険者又は第三号厚生年金被保険者のそれぞれについて事業主掛金に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額をいう。）」が三万五千円を上回るときは、二万円から、当該共済掛金相当額から三万五千円を控除した額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）」を「を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）」に改め、同条に次の四号を加える。

七 法第六十二条第四項第二号に規定する第五号加入者（次号から第十号までにおいて「第五号加入者」という。）であつて、次号から第十号までに掲げる者以外のもの 六万二千円

八 第五号加入者であつて、企業型年金加入者であるもの（次号に掲げる者を除く。） 六万二千円

九 第五号加入者であつて、他制度加入者であるもの 六万二千円から他制度掛金の額を控除した額（その者が企業型年金加入者である場合において、事業主掛金の拠出に係る月にあつては、当該事業主掛金を加えた額）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）」

十 第五号加入者であつて、第二号厚生年金被保険者又は第三号厚生年金被保険者であるもの 六万二千円から共済掛金相当額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）」

第三十六条の二第一項及び第二項中「第五号まで」の下に「及び第七号から第十号まで」を加える。

(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正)

第三条 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成二十六年政令第七十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項の表第十一条の項及び第十一条第二号の項中「五万五千円」を「六万二千円」に改める。

附則 (施行期日)

1 この政令は、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律(以下「令和七年改正法」という。)附則第一条第九号に掲げる規定(令和七年改正法第十五条中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五条第三項の表及び第三十八条第三項の表の改正規定並びに令和七年改正法第二十九條中確定拠出年金法第八条第一項、第五十四條の二第一項、第六十二條、第六十四條、第六十九條、第七十條第二項、第七十一條及び第七十四條の二第一項の改正規定並びに令和七年改正法附則第三十三條の規定に限る。)の施行の日(令和八年十二月一日)から施行する。(経過措置)

2 この政令の施行の日前の国民年金法第百三十四條第二項の年金の額の計算の基礎となる各月に係る同条第一項の掛金の額の上限については、第一条の規定による改正後の国民年金基金令第三十四條及び第三十五條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

厚生労働大臣 上野賢一郎  
内閣総理大臣 高市 早苗

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和七年十二月二十四日

内閣総理大臣 高市 早苗

政令第四百四十三号

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)第十一条の三第一項、同法第十四条第二項において読み替えて準用する一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第十条の三第一項第二号及び第二項、第十三条の二第二項並びに第十四条第一項及び第二項並びに防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(令和七年法律第九十五号)附則第三条において読み替えて準用する一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(令和七年法律第八十九号)附則第三条の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令(昭和二十七年政令第三百六十八号)の一部を次のように改正する。

第八条の四第二項中「業務は」の下に、「常勤の防衛大臣政策参与、防衛事務次官、防衛審議官」を、「航空幕僚監部」の下に、「統合作戦司令官」を加え、「並びに統合作戦司令官」を、「防衛装備庁長官並びに防衛技監」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十条の三第二項に規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額とする。

- 一 常勤の防衛大臣政策参与及び法第六条第二項の規定の適用を受ける自衛官 五万八千八百円
- 二 事務官等 一般職に属する国家公務員について定められている額の例による額
- 三 自衛官(第一号に掲げる自衛官を除く。) 別表第四の二の上欄に掲げる階級の区分のうちその者の属する階級の区分に応じ同表の下欄に定める額

第十条第二項中「特地勤務手当基礎額」を「俸給及び扶養手当の月額合計額」に改め、「その額が、現に受けるべき俸給及び扶養手当の月額の合計額に、自衛官(特定任期付職員である自衛官を除く。)にあつては百分の二十三を、事務官等及び特定任期付職員である自衛官にあつては百分の二十五を乗じて得た額を超えるときは、当該乗じて得た額」を削り、同条第三項及び第四項を削る。

第十条の二第二項中「同項に規定する異動又は官署の移転の日(職員が当該異動によりその日以前一年以内に在勤していた官署に在勤することとなつた場合(防衛大臣が定める場合に限る。))には、その日以前の防衛大臣が定める日)において受けるべき(育児短時間勤務職員(その日において育児短時間勤務職員であつた者を除く。))にあつては、その額にその者の一週間当たりの通常の勤務時間を定年前再任用短時間勤務職員等以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数を乗じて得た額とする。」「(再任用職員等にあつては、現に受けるべき俸給の月額)及び(その額が、現に受けるべき俸給及び扶養手当の月額の合計額に、自衛官(特定任期付職員である自衛官を除く。)にあつては百分の五・五を、事務官等及び特定任期付職員である自衛官にあつては百分の六を乗じて得た額を超えるときは、当該乗じて得た額)を削り、同条第三項第一号を次のように改める。

一 新たに俸給表の適用を受ける職員となり、特地官署又は準特地官署に在勤することとなつたことと併つて住居を移転した職員 当該職員が新たに俸給表の適用を受けることとなつた日に特地官署又は準特地官署に異動したものとした場合に前項の規定により支給されることとなる額

第十条の二第三項第三号中「検察官であつた者、行政執行法人職員等であつた者若しくは一般職給与法の適用を受ける国家公務員であつた者から引き続き職員となり、又は交流採用若しくは自衛隊法第四十一条の二第一項若しくは第四十五条の二第一項の規定による採用をされ」を「新たに俸給表の適用を受ける職員となり」に、「職員となつた日又は交流採用若しくは同法第四十一条の二第一項若しくは第四十五条の二第一項の規定による採用をされた」を「新たに俸給表の適用を受けることとなつた」に改め、同項第四号中「自衛隊法第四十一条の二第一項又は第四十五条の二第一項の規定による採用をされ」を「新たに俸給表の適用を受ける職員となり」に、「採用の」を「適用を受けることとなつた」に、「異動し、当該異動」を「異動したこと又は新たに俸給表の適用を受ける職員となり当該官署に在勤することとなつたこと」に改め、「移転した職員」の下に「(次号に掲げる職員を除く。))を加え、「異動した」を「異動し、又は新たに俸給表の適用を受ける職員となり当該官署に在勤することとなつた」に改め、同項第五号中「自衛隊法第四十一条の二第一項又は第四十五条の二第一項の規定による採用をされた」を「新たに俸給表の適用を受ける職員となつた」に、「採用の」を「適用を受けることとなつた」に改め、同条第四項を削る。

附則中第八項から第十項までを削り、第十一項を第八項とし、第十二項から第二十項までを三項ずつ繰り上げる。  
別表第四の一種の項中「一五五、二〇〇円」を「一五五、五〇〇円」に、「一五二、三〇〇円」を「一五二、九〇〇円」に改める。